

平成29年度 第6回理事会の開催

平成29年度第6回理事会が、平成30年3月26日、日本獣医師会会議室において開催された。本理事会では、議決事項として、「第1号議案 平成30年度事業計画及び収支予算書等に関する件」、「第2号議案 諸規程の一部改正等に関する件」、「第3号議案 賛助会員入会に関する件」について諮り、承認された。次に説明・報告事項として、「1 平成29年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件」、「2 獣医学術学会年次大会の開催に関する件」、「3 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件」、「4 政策提言活動に関する件」、「5 特別委員会に関する件」、「6 部会委員会に関する件」、「7 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「8 九州災害時動物救援センターに関する委託契約書に関する件」、「9 その他」について説明、報告がなされた。続いて、連絡事項として「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が報告された（第6回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成29年度 第6回理事会の議事概要

I 日時：平成30年3月26日(月) 14:00～17:30

II 場所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文、村中志朗

酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術
学会担当職域理事）

【専務理事】 境 政人

【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）

渡邊 健（東北地区）

鳥海 弘（関東地区）

天野芳二（東京地区）

松澤重治（中部地区）

玉井公宏（近畿地区）

春名章宏（中国地区）

塩本泰久（四国地区）

草場治雄（九州地区）

【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）

大林清幸（小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

加地祥文（公衆衛生）

栗本まさ子（特任）

【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎

【オブザーバー】

北村直人（日本獣医師連盟委員長）

（欠席） 川嶋和晴（家畜防疫・衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

IV 議事：

【議決事項】

第1号議案 平成30年度事業計画及び収支予算書等

日獣会誌 71 216～226 (2018)

に関する件

第2号議案 諸規程の一部改正等に関する件

第3号議案 賛助会員入会に関する件

【説明・報告事項】

1 平成29年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件

2 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

3 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

4 政策提言活動に関する件

5 特別委員会に関する件

6 部会委員会に関する件

7 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

8 九州災害時動物救援センターに関する委託契約書に関する件

9 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

先般開催された平成29年度の獣医学術学会年次大会（大分）は、2,000名近くの登録者を得て、大盛況のうちに終了することができた。これも理事各位の協力・支援の賜物であり、心から厚くお礼を申し上げる。また、お手元にリーフレットを配布した。平成30年度の獣医学術学会年次大会（神奈川）におかれても、引き続き各位の支援をお願い申し上げます。

平成29年度のアジア地域臨床獣医師等総合研修事業については、12名の研修生がそれぞれの受入れ大学で

1年間の研修を修了し、3月22日に終講式が行われたところである。平成30年度事業は、4月3日に開講式を予定し、新たに12名の研修生を迎える予定である。本事業は、アジア地域における獣医師の人材育成に資する大変重要な事業であり、研修生が帰国された後、母国における獣医療の発展に貢献いただくとともに、わが国及び本会との架け橋となって活躍いただくことを期待している。

動物の愛護及び管理に関する法律については、今国会で正式に一部改正が提案され、販売用の犬猫に対するマイクロチップ装着の義務が明記されることを願っている。

本日は、来年度の事業計画及び各地域から提出された決議要請事項への対応等重要事項を審議いただく予定であり、各位におかれては、忌憚のない意見をお寄せいただきたい。

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 平成30年度事業計画及び収支予算書等に関する件

(1) 境専務理事から、平成30年度事業計画書(案)の実施方針、さらに事業別の対応として、①公益目的事業、②収益事業、③その他事業(相互扶助等の公益目的事業)について、各事業の詳細な内容について説明がなされた後、平成29年度収支予算書(正味財産増減方式)(案)及び収支予算内訳表(正味財産増減方式)(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて(案)の説明がなされ、承認が求められた。

(2) 質疑・応答として、①“One Health”については、人と動物と環境の健康が重要という概念の下、各地域の医師会と獣医師会が学術に関する協定を締結したが、今後、この中に環境保全関係の団体も参画するようなことも考えているのか。②予算書に「退任慰労引当金」は「引当金」とあるが、「職員退職給付当金繰入額」は「引当」でなくてよいのかとの質疑が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、獣医師は環境を含めたさまざまな職域を有し、本会も野生動物対策検討委員会を設置する等、環境関連分野にも積極的に取り組んでおり、ご指摘の点についても今後、必要に応じ環境省にも指導をいただき対応したい。②については、確認して回答したい旨説明され、本議案は異議なく承認された。

第2号議案 諸規程の一部改正等に関する件

(1) 境専務理事から、①「日本獣医師会職員就業規則」において、ハラスメントの防止、休職及び復職に係る

規定並びに退職及び解雇の取扱いの適正化、懲戒の要件の明確化等を図ることとし、本規則及び関係諸規程を一部改正すること、②「日本獣医師会公印管理規程」において、現状で公印種類の規定のない、金融機関でない一般の業者等との通常の取引及び取引相手の求めに応じて使用する会長印並びに本会会長が行う褒賞に係る会長表彰状等に使用する会長印を新たに規定することとし、本規程を一部改正すること、③「日本獣医師会中村寛獣医学術振興資金運営規程」(平成22年5月28日制定)に基づき対象となる事業に対し経費を支出してきた中村寛獣医学術振興資金は、当資金の原資がなくなったため、本規程を廃止することについて、それぞれ承認が求められた。

(2) 質疑・応答として、①公印は従来使用しているものを併用することで良いのではないか。②職員就業規則第28条で傷病休暇は「医師の診断を添えて事前に届け出を行い、本会の承認を受けなければならない。」とあるものの、実際は事務局長とされている一方、第13条の遅刻、早退等については「本会」でなく、「所属長に届け出て許可を受けなければならない。」と規定されており、許可主体を統一すべきである。③職員就業規則第60条の解雇について、「(6) その他本会職員として適格性がないとき」はきわめて抽象的であり、誰がどのような基準で判断するのか。④中村寛獣医学術振興資金が終了すると、今後、資金提供の申し出が期待される事例が無くなり、中村先生のこれまでの功績も忘れられてしまう。廃止と同時にこのような実績が残るよう新たな寄付金の受け皿となる規程を設け、本資金を引き継ぐような資金提供事業を示すべきである旨の意見等が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、原則として銀行印については持出しが禁止されているため、通常の使用に限定した公印が必要であること、また、現状の公印が小さいため、賞状等に好ましい大きなサイズとしたいこと、②については、傷病は日常起こり得るものであり、事務局を総括する事務局長の判断で了承することとし、国家公務員と同様、特定の個人でなく職場が承認すると規定した。一方、「所属長」となると「会長」とも読み取れるため、改めて整理してお示ししたい。③については、法人の運営は理事会が執行機関であるが、開催回数に限られていることから、毎月開催される業務運営幹部会で了承を得、直近の理事会で承認を得ることとしたい。④については、将来、本基金を参考とした資金を新設し規定することは重要であるが、基金の原資がなくなった時点で本規程は廃止する必要がある旨説明され、本議案は異議なく承認された。

第3号議案 賛助会員入会に関する件

境専務理事から、入会申込みのあった学生個人会員2名について入会の可否が諮られた後、異議なく承認された。

【説明・報告事項】

1 平成29年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

境専務理事から、平成29年度地区獣医師大会における決議要望事項と、その対処の考え方等が説明された。

2 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

境専務理事から、平成29年度については、平成30年2月10日(土)～12日(月・振休)、別府国際コンベンションセンター(ビーコンプラザ)において大分県獣医師会共催(大分県獣医師会運営委託・九州地区獣医師会連合会協力開催形式)により開催され、参加登録者1,903名、歓迎交流会登録者633名、展示出展・広告掲載企業数107社という大変盛会のうちに終了した。大分県獣医師会をはじめ関係者のご尽力に感謝申し上げる。平成30年度については、平成31年2月8日(金)～10日(日)、新横浜プリンスホテルにおいて神奈川県獣医師会共催(神奈川県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式)により開催する予定である旨説明された。補足して、地元神奈川県獣医師会会長である鳥海理事から参加登録料、歓迎交流会費について見直しを検討中である旨説明がなされた後、藏内会長から年次大会については、理事各位からも種々ご意見をいただいております。今後の開催の在り方等について検討する予定である旨説明された。

3 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

境専務理事から、次回の動物感謝デーは、平成30年12月1日(土)10:00～17:00、会場を従来の東京都立駒沢オリンピック公園から二子玉川ライズ及びイッツコムホールに変更し、開催したい。本会場のメリットは、駅前の大型ショッピング施設の敷地で集客が見込めること、メイン会場が屋内ホールまたはアーケード付きのギャラリーで雨天対応が可能なこと、開催費用を500万円ほど節減できること、ケーブルテレビ会社「イッツコム」のホールを使用することから広報のタイアップ等が可能であること、駒沢公園が近く、同じ世田谷区内であることから、従来どおり地元自治体、動物のふれあいコーナーを支援いただく高校等と協力関係を維持できることである。一方、デメリットとして、会場が狭くなるので、関係団体等のブースが縮小されること、屋内のため食品の加熱処理が制限されること、スペースの関係から乗馬体験がふれあい展示となることである旨説明がなされた。

4 政策提言活動に関する件

境専務理事から、①平成29年12月6日付け等で自民党獣医師問題議員連盟幹部及び同党三役あて、12月22日付けで環境大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣及び財務大臣あて、平成30年1月から2月に同連盟役員等あて日本獣医師連盟との連名で「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」を実施した。具体的な要請内容は次のとおりである。ア. 獣医師の処遇改善として、公務員獣医師独自の給料表の創設及び女性獣医師の就業支援、イ. 動物愛護施策の整備・充実として、動物の愛護及び管理に関する法律の改正における販売用犬猫へのマイクロチップ装着の義務化、同法附則における狂犬病予防法の一部改正による鑑札及び注射済票のほかマイクロチップの代替活用の推進、犬及び猫の減少を踏まえた家庭動物飼育による人と動物の共生社会構築活動への支援、ウ. 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実として、動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関へ位置づけ、“One Health”の取組み支援、動物看護師の国家資格化と動物取扱責任者の資格付与の法整備を依頼した。②平成30年2月21日及び3月6日付けで自民党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチーム座長あて日本獣医師連盟との連名で「動物の愛護及び管理に関する法律に基づくマイクロチップ装着の義務付け等に関する要請」を実施し、ア. すべての犬猫へのマイクロチップ装着の義務化、イ. 販売用の犬猫を扱う第一種動物取扱業者等への一定の日齢内での装着の義務化と獣医師による施術、ウ. 死亡犬猫の届出の規定と寿命を考慮した一定年齢を過ぎた動物の登録削除、エ. 所有明示措置の方法としてマイクロチップへの一本化とISO規格への統一、オ. マイクロチップの管理主体を情報の検索、秘匿性、安全性等の管理体制が整備可能な民間法人へ指定、カ. 法律で規定する所有者情報のほか、飼い主に有益な情報を追加できる仕組みの構築、キ. 狂犬病予防法の一部改正による鑑札及び注射済票のほかマイクロチップの代替活用の推進を依頼した。③平成30年2月26日付けで岐阜県知事及び岐阜県人事委員会委員長あて岐阜県獣医師会長と連名で「公務員獣医師の処遇改善について」要請活動を実施し、獣医師独自の給料表の創設と現行の本俸の一律月額5万円の増額及び同措置は初任給調整手当等の時限的なものでなく獣医師手当として恒久的な措置を依頼した旨説明された。

5 特別委員会の開催に関する件

(1) 境専務理事から、①医師会との連携強化推進検討委員会については、12月11日に第1回委員会を開催し、各地方獣医師会における取組み状況の紹介とともに、徳島県における獣医師の副知事クラスの役職への配置

について全国への波及、医師の参加を促すため医師に興味のあるテーマの取組み推進、地方においても厚生労働省の予算を活用したシンポジウムの開催、これまで記録した映像のライブラリー化等の意見が出され、引き続き中央、地方における医師との連携推進の検討と地方における取組み情報の収集の必要性が確認された。②災害時動物救援対策検討委員会については、第1回委員会を11月28日に開催し、本会における動物救援対策及び地方獣医師会への支援策については、危機管理室の設置及びBCP対策として災害対策室の常設及び予算の確保、VMAT及びコーディネーターの設置として講習会の開催及び認定の在り方、その他本会内のマニュアル作成、本会が被災した際の対応、本会の連絡体制、災害のクラス分類と対応について意見交換を行った。各ブロック及び地方獣医師会における対策については、災害時動物救護の地域活動ガイドラインが示された後、平常時における対策、常設シェルター等の設置における運営等の在り方、VMATの設置の留意点、災害時の事務機能、情報管理について意見交換がなされ、次回の委員会では具体的な役割分担、本会と地方獣医師会それぞれの災害対策、地方獣医師会マニュアルの見直し、教育と啓発訓練、VMAT講習のあり方と認証等を検討する予定である旨が説明された。

- (2) 質疑・応答として、「福島県の三春にあるシェルターは、環境省が整備して帰還困難区域の動物を収容していた」との記載があるが、環境省はシェルターに隣接する駐車場に簡易施設を設置し、1年間被災動物の避妊・去勢を実施しただけで、シェルターは福島県災害動物救護本部が福島県獣医師会と連携し、義援金により4年半の間、運営管理したものである旨意見があり、境専務理事から確認する旨説明された。

6 部会委員会に関する件

境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事等から次のとおり説明がなされた。

- (1) 産業動物臨床部会の西川部会長から次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会においては、12月21日に第24回委員会を開催し、まず日本GAP協会の担当者から、畜産・畜産物におけるJGAP認証制度について説明がなされ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける食料の調達基準となるJGAPの畜産農家への取組み指導について意見交換がなされた。次に検討テーマである産業動物臨床獣医師確保について、獣医学実践教育推進協議会から依頼された「大学において養成すべき産業

動物臨床獣医師の在り方及び参加型臨床実習」等について意見交換し、大学での産業動物病院の設置、学内での基本的技術の習得等を前提に、食の安心・安全のため、法令を遵守し、衛生管理、薬剤管理に努め、指導力のある農場管理獣医師の育成が必要とされた。また、抗菌剤等の適正使用について意見交換し、全国の農場への管理獣医師の配置、要指示医薬品制度の見直し等について意見が出された。

- (2) 公衆衛生部会の加地部会長から次のとおり説明がなされた。

家畜衛生部会及び公衆衛生部会においては12月27日に第2回の家畜衛生・公衆衛生委員会を開催し、検討テーマである公務員獣医師の確保と処遇改善の取組みについて意見交換し、公務員獣医師の業務の在り方等について意見が出された。次に医師会との連携強化に向けた行政側からの支援対策について議論し、各自治体の家畜衛生部局、公衆衛生部局の参画による事業の推進について意見が出された。さらに見学型／体験型家畜衛生・公衆衛生実習への協力体制については、産業動物臨床部会と同様、獣医学実践教育推進協議会からの依頼について検討し、自治体が学外実習を受入れる中で大学教育に積極的にかかわり、わが国の獣医学教育をレベルアップするとともに学生を公務員に誘導できるような取組みが必要であり、さらに大学に対し効果的な実習の実施を求めることとされた。

- (3) 欠席された動物福祉・愛護部会の木村部会長の代理として境専務理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会の学校動物飼育支援対策検討委員会においては、2月12日に平成29年度獣医学術学会年次大会（大分）の会場で第2回委員会を公開型拡大会議として開催し、平成28年度の地方獣医師会における学校動物飼育支援対策事業に関するアンケート調査の実施結果、福井県獣医師会における学校動物飼育支援の取組み状況、がっこう動物新聞の発行状況がそれぞれ委員等から説明された後、意見交換が行われ、避妊・去勢手術の在り方、がっこう動物新聞について次年度からの本会の単独発行への移行等について意見交換がなされた。

- (4) 栗本理事から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会の女性獣医師支援対策検討委員会においては、12月14日に第4回委員会を開催し、女性獣医師の活躍促進のための理解醸成、仕事を続けやすい・復職しやすい環境づくり、情報プラットフォームの構築、ポジティブアクションの推進、男性中心型の制度・慣行の見直しのはたらきかけについて意見交換を行った。なお、女性獣医師応援ポータルサイトについては、広くご意見をお寄せいただき改善に努めたい。

- (5) 質疑・応答として、今回、獣医学実践教育推進協議

会から各委員会に対し、大学で養成すべき獣医師の在り方等の提案を依頼されたとの報告がされたが、同協議会の開催状況の報告を検討されたい旨要望があり、藏内会長から今後検討したい旨説明された。

7 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成29年12月1日以降平成30年3月10日までの業務概況等について説明がなされた後、各地区理事から職務の遂行状況が、それぞれ説明された。

8 九州災害時動物救援センターに関する委託契約書に関する件

- (1) 境専務理事から、九州災害時動物救援センターは、熊本地震の発生に伴い、急遽、「熊本地震ペット救援センター」として活用されることとなり、特定寄附金及び指定寄附金を募集して同センターの設備補修・改修・整備を行った。本寄附金については、本会の資産として計上されているが、同センターの適正管理の観点からも、本会、九州動物福祉協会、九州地区獣医師会連合会及び大分県獣医師会で締結した覚書に基づく経費の支援として支出することとして、九州動物福祉協会と委託契約を締結する旨説明された。
- (2) 質疑・応答として、委託費について質疑があり、境専務理事から2名の人件費及び運営管理費として年間約480万円を予定している旨説明がなされた。

9 その他

(1) 東アジア3カ国の獣医学術交流に関する覚書(MoU)に係る合同プログラムの開催に関する件

境専務理事から、本覚書は前回理事会で了承いただき、平成30年1月6日台湾国高雄市で調印されたが、規定された第1回目の意見交換会及び合同プログラムは、平成30年度獣医学術学会年次大会（神奈川）の会期中に開催することとして、3カ国で協議中である旨説明された。

(2) 玉井理事からの「平成29年度第6回理事会における質問について」

ア 要指示医薬品、登録療法食の不正流通に関する獣医師に対する日獣の対応について

境専務理事から、3月15日付けで玉井理事から文書により2点の質問事項について文書により提出がなされた。1つ目は、現在、ワクチン、抗生物質、寄生虫予防駆除剤等が量販店、ペットショップ、インターネット上等で不正流通しており、これらは業者ではなく、すべて獣医師の横流しであるとして、本会への積極的な対応が求められた。動物用医薬品の販売については、医薬品医療機器等法第24条で、都道府県知事の許可を受けなければ業としての販売

はできず、違反した者は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、またはこれを併科するとされ、法的な規制以外に劇薬であるワクチン、抗生物質・フィラリア駆虫薬（要指示医薬品）については通信販売を規制する指導がなされている。獣医師の無許可販売の事例、要指示医薬品の通信販売の事例があった際は、具体的な証拠をもって都道府県の畜産部局に相談するとともに、本会にも情報提供いただき、国及び県が連携して対応できるよう支援したいと考えている。なお、違反事案と確認されれば刑事告発され、罰則の確定により罰金以上の刑に処せられた者は獣医師法に基づく行政罰として業務停止等が科されることになる旨説明された。また、療法食については、ペットフード安全法の規制を受けるが、届け出義務は、製造業者、輸入業者のみで、販売業者は対象外であるため、製造、輸入業者の商取引における獣医師の介在による販売が問題であり十分確認し対応したい旨説明がなされた。

玉井理事から、本会の予防注射接種証明書の販売事業において、動物病院の規模に見合わない冊数を購入して、少数の獣医師が月間に何百頭も接種している事例もあり、本会の販売した証明書が適正な接種のもと発行されていなければ、証明書の発行者として本会も責任を問われかねない。今後、具体的な摘発情報を本会会誌に掲載したり、各地方獣医師会あて通知する一方、証明書の冊数確認を事前に励行するとともに、不正事案が発覚した際は積極的に摘発に協力する等、本会が重要な案件と認識して取り組む姿勢をこの機会に構成獣医師へアピールいただき、組織率の向上に努めていただきたい旨説明がなされた。

補足して、春名理事から、岡山県でも療法食を販売代理店が販売する事例があり、日本獣医師会から全国動物医薬品器材協会に申入れをしてもらい、日本獣医師連盟の北村委員長にも尽力いただいたが、いまだ解決していない。また、県のOB獣医師が名義貸しをして不適切に医薬品を処方する事例もあり、日本小動物獣医師会、製薬会社、販売代理店と折衝しながら対応している。このような事例を承知いただき、本問題に積極的に取り組みいただきたい旨説明された。

イ 獣医学術学会年次大会開催に関する諸問題に対する日獣の対応について

境専務理事から、もう一つは、獣医学術学会年次大会はこれまで地方獣医師会への委託形式で開催されてきたが、近年、地方獣医師会は開催経費等が負担となり、受託の申し出はきわめて消極的であるため、今後の開催の在り方の改善が依頼された。本件

は、収支バランス、プログラムの企画、参加者数等を検証し、早急に運営方法について検討して、その結果を理事会に示し承認を得て平成31年度開催に間に合うよう改善を図りたい旨説明された。

玉井理事から、藏内会長からも検討を進める旨伺っており、ぜひとも、発展的な改善策をお示しいただきたい旨説明された。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、資料「当面の主要会議等の開催計画に関する件」に基づき説明が行われた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

北村委員長から、国会が早く正常化して、重要事項である動物の愛護及び管理に関する法律が会期中に正式に改正され、マイクロチップ装着が義務化されることを望んでいる。そのために必要な情報は各党、関係議員に提供しているが、本法の改正に関心のある議員は少なく、獣医師関係議員の発言は、そのような方々にとって非常に影響力が大きいことから、藏内会長の指導をいただきながら、日本獣医師会と日本獣医師連盟が同じ認識をもって同法の改正に尽力することが重要であると考えている旨説明された。

【別記】

平成29年度地区大会決議要望事項等への対応

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

(1) 近年、わが国の周辺諸国においては重要な人と動物の共通感染症や家畜伝染病が継続的に発生している。わが国においても、平成28～30年にかけて、各地で鳥インフルエンザが発生するなど、越境性感染症が侵入し、大規模に発生する可能性が高まり、また、西日本を中心に重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の発生も注目されている。

一方、抗菌薬はこれまでの感染症への対応において大きな役割を果たしてきたが、近年、薬剤耐性（AMR）対策が喫緊の課題として国際的に注目され、わが国においても国が薬剤耐性（AMR）対策行動計画及びガイドラインを策定し、関係者のみならず、広く国民一般に普及啓発活動を行う等対応を強化している。

(2) このような状況の中で、人と動物の健康及び環境の保全に係る関係者が連携して感染症対策等に取り組むべきであるとする“One Health”の概念が世界的に広がっている。本会は日本医師会と平成25年11月20日に学術協力推進に関する協定を締結し、その後連携シンポジウムの開催等に取り組んできた。さらに、平成28年11月10～11日の2日間、福岡県北九州市において第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議を開催し、医師と獣医師の連携による“One Health”の実践に向けた「福岡宣言」を採択・公表するなど多大な成果を残した。一方、今回の国際会議に先立って、全国55すべての地方獣医師会において地域の医師会と連携協定を結び、医師と獣医師のネットワークを構築することができた。

(3) われわれは国際会議における成果を踏まえ、今後は、“One Health”の概念の普及から、人と動物の共通感

染症への対応やAMR対策等における“One Health”の概念に基づく具体的な活動の実践に向け、医師と獣医師との連携をいっそう強めるとともに、国際的な獣医学団体との連携を深め、特に、WVA・FAVA等の関係国際機関を通じて国際交流活動への積極的な貢献を行うことが重要である。具体的には、国際的なワンヘルスの概念の普及推進、また、昨年度から実施しているアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を適正に実施する等、わが国獣医界がいっそう国際的な信頼を得られるよう努めなければならない。

(4) 一方、動物の飼育環境の整備については、マイクロチップの普及、家庭動物の飼育健全化、災害時の動物救護等に関しては特別委員会を設けて検討しているが、これまでの議論をいっそう発展させて対策を講じる必要がある。特に災害時の動物救護については、今後、広域的な緊急災害における動物救護活動における本会の対応についてさらに論議を深め、具体的な対策を講じていくこととしたい。

(5) また、国家戦略特区による獣医学部新設については、本会は「獣医師の地域・職域偏在の解決には、6年制獣医学教育修了者への魅力ある職場の提供と処遇改善が必要である。」と主張し、国や都道府県と協議しながら、処遇改善を実施し、偏在の解消に努めてきた。昨年11月、文部科学省により獣医学部の新設が決定されたことを受け、本会は「新たな獣医学部の教育が文部科学省の強いご指導の下で国際水準に到達するものとなることを強く願う。」との基本姿勢を示した。本会としては、これまで以上に獣医学系大学など関係者と連携しながら、わが国獣医学教育のいっそうの充実・改善を目指して努力を重ねていくこととしている。

(6) このような状況の中で、平成 29 年度に開催された地区獣医師大会等において多数の決議要望事項等が提出された。提出された課題は、すでに実施している政策提言活動と重複しているものもあるが、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものである。個々の課題については以下のとおり対処することとしたい。

2 平成 29 年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

(1) 人と動物の共通感染症（共通感染症）及び薬剤耐性（AMR）対策等“One Health”の実践

- ・①感染症の発生に関する情報収集、リスク評価等における関係者の連携強化、②共通感染症予防に関する普及啓発及び③他分野との連携による“One Health”の概念からの学術アプローチの推進（北海道地区）
- ・「福岡宣言」の理念の普及啓発（関東・東京地区）
- ・動物用抗菌剤の責任ある慎重使用の推進（関東・東京地区）
- ・共通感染症対策における、自治体、医師、獣医師の連携体制の構築（四国地区）

〔考え方・対応等〕

ア 人と動物の共通感染症対策等“One Health”の実践に関する事項については、本会として、関係行政機関に対し、①家畜衛生行政、公衆衛生行政と地域の獣医師・獣医師会が連携した共通感染症への防疫対応のためのネットワークの構築、②野生動物及び飼育動物における人と動物の共通感染症に係るサーベイランス体制の整備に加え、③日本獣医師会と日本医師会、地方獣医師会と地方医師会の間での連携強化の進展を受けて医師と獣医師の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に関しても支援を要請した。

イ “One Health”については、スペインで開催された第 1 回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議への出席に続いて、第 2 回の会議を福岡県北九州市で主催し、今後の医師と獣医師の連携による“One Health”の実践の基礎となる「福岡宣言」を採択する等、多大な成果を上げたところである。

ウ 国内における医師会との連携については、「“One Health”推進特別委員会」に設置した「医師会との連携推進委員会」において具体的な施策の検討を行い、連携シンポジウムの開催による情報交流等を促進している。また、薬剤耐性問題については、「“One Health”推進特別委員会」に設置した「薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会」において検討を行うこととしている。平成 29 年度においては、厚労省の主権により、11 月に薬剤耐性（AMR）に関する市民公

開シンポジウム、2 月の獣医学術学会年次大会（大分）においては共通感染症に関する市民公開シンポジウムを企画し、日本医師会と連携して開催したところである。

また、平成 28 年秋には、全国 55 地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされたところであり、今後は協定に基づく具体的な活動の実施について、本会内部で検討を行いその結果に基づいて地域での活動を支援することとしたい。

エ 獣医師の職域において“One Health”に係る分野は幅広く、今後は本件に関連する特別委員会、部会委員会等において各地区からの要請も踏まえて検討を行い、関係各所と連携しながら適宜対応を図っていく。

(2) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食の安全の確保等

- ・家畜伝染病防疫体制の強化（①獣医師の確保、②輸入検疫の強化、③畜産物供給体制・共通感染症対策の充実及び④家畜伝染病に係る情報網の整備）（四国地区）
- ・①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重責に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充、②家畜伝染病や共通感染症対策等の“One Health”に的確に対応できる人員確保のための予算支援、③バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大及び④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

〔考え方・対応等〕

ア 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食の安全の確保等については、本会として、関係行政機関等に対し、①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための処遇及び職場環境の改善、②国及び都道府県の家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、③共通感染症及び食品の安全性の確保に対応する家畜衛生公務員と公衆衛生公務員の情報共有による連携強化、④生産段階において食中毒菌による汚染を減少させる方策としての農場 HACCP 認証と農場管理獣医師の活用等の推進等について要請活動を行ってきた。

イ また、本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会は、平成 22 年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発や農場から食卓までの食の安全にかかわる高度な技術を有する獣医師及び管理獣医師の確保に努めているところである。このような中、平成 29 年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行されたところであり、今後はこのような先進事例も参考として、本件に関連する部会委員会において各地区からの要請も踏まえて検討を行

い、地方獣医師会と連携して、適宜要請活動を行っていく予定である。

(3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・①狂犬病予防法の見直し、②未登録犬・未注射犬の一掃、③狂犬病ワクチン接種率の向上及び④緊急時における飼育者、住民との連携（東北地区）
- ・①地域の獣医師会と行政との連携強化、②日本獣医師会を中心とする広報活動の実施、③狂犬病予防に係る危機管理体制構築における行政、医師会、獣医師会の連携推進及び④狂犬病予防注射による副作用への補償等対応の整備（中部地区）
- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録に係るマイクロチップ装着の法制化（中国地区）
- ・①狂犬病等の共通感染症の発生状況の把握と予防対策に係る普及啓発及び②予防注射の徹底と鑑札及び注射済票の装着の推進（四国地区）
- ・①野生動物に対する狂犬病サーベイランス体制の強化と防疫体制の充実及び②国と地方自治体の連携強化による犬の登録率と狂犬病予防注射率の向上策の実施（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、本会としてこれまで、関係行政機関等に対し、①国境検疫措置の強化、②犬の飼育実態及び狂犬病予防注射率の把握と、マイクロチップを活用した効率的な登録制度の導入、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施と、迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備及び⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発について要請活動を行ってきたところである。

イ 本件については本会の最重要課題の一つに位置付け、「One Health」推進特別委員会」に設置した「狂犬病予防体制整備検討委員会」において、各地区からの要請も踏まえて具体的な対応に関する検討を行い、本会の施策に反映していく予定である。

ウ 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が日本獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で効果的に実施されるよう尽力いただきたい。

(4) 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

ア 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

- ・獣医師の処遇改善に係る人事院への働きかけ（中部地区）
- ・獣医師養成確保就学資金貸与事業の返還免除対象職種の拡大等、適用範囲の拡大（中国地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定、②団体勤務獣医師への地方公務員獣医師と同等の処遇の適用、③食の安全の確保、共通感染症対策を図るための地方自治体等の関係施設・設備の充実及び職員増員及び④保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
- ・①職責に見合った給料表の適用、管理職ポストへの登用、諸手当の拡充による処遇改善の実施、②家畜共済制度の運営基盤の充実・強化及び③獣医学系大学における産業動物診療獣医師、公務員獣医師への就業支援（九州地区）

イ 女性獣医師の支援対策

- ・非就業女性獣医師の雇用促進対策、女性獣医師の子育て支援策の実施（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医師の需給対策については、本会として、人事院も含めて関係各所に対し、①獣医師不足職域の獣医師の処遇改善、②大学教育における産業動物臨床及び獣医行政に係る教育の充実、③修学資金給付制度の拡充、適用範囲の拡大等の施策のいっそうの整備・充実、④産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（「家畜共済診療点数表」の改善等）及び獣医師職員の雇用の確保等について、要請活動を行ってきたところである。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習・実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

ウ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決のための一方策としての女性獣医師等就業支援事業については、職域総合部会に設置した「女性獣医師支援対策検討委員会」において対応を検討するとともに、獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等具体的な施策を継続的に施しているところである。

エ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携しての関係各所への働きかけを行った結果、平成29年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行される等、各地域で成果が見られる。

本会としては、このような先進事例を参考にしながら、今後とも活動の強化に努める所存であり、地方獣医師会におけるこれまでの活動を評価するとともに、今後においても関係各所への要請活動にいっそう尽力いただきたい。

(5) 動物福祉・管理対策の推進、野生動物対策の充実、動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・動物愛護、災害時における対応、共通感染症対策に配慮し、住民登録制度に付帯した家庭動物登録制度の創設（東北地区）
- ・動物愛護法に定める動物取扱責任者の要件等に係る獣医師の位置づけの改正（中国地区）
- ・動物の適正飼養の啓発、不妊去勢手術の推進（四国地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・マイクロチップ装着、災害時のペットとの同行避難等に関する法整備（北海道）
- ・マイクロチップ啓発強化・登録の推進（関東・東京地区）
- ・マイクロチップの普及啓発推進のための課題解決について（中部地区）
- ・災害時対応に備えたマイクロチップ装着とデータ登録推進（四国地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時の動物救護活動における広域支援・受援体制の確立（関東・東京地区）
- ・①自治体による同行避難を前提とした避難所の設置と住民への周知、②自治体等の避難訓練における同行避難訓練の実施、③同行避難の際に必要なしつけ及び健康管理に関する飼い主への普及啓発及び④自治体間で広域的に災害時の動物救護に対応するための体制の整備（四国地区）
- ・①広域的な災害対策の構築、②広域的な災害対策の個々の地域での活用、③災害発生時の初動対応に係る整備の構築及び④福岡県獣医師会 VMAT 及び九州災害時動物支援センターの広域的な活用（九州地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・動物介在教育への支援活動の充実（北海道）
- ・動物を介在した児童等の情操教育の拡充・強化（関東・東京地区）
- ・国に対する学校動物飼育に係る支援要請、日本獣医師会による担当者の意見交換会の開催（中部地区）
- ・①教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備及び②学校獣医師の設置と制度化（中国地区）

オ 動物飼育環境の向上等

- ・①ペット飼育が人にもたらす効果（高齢者の健康寿

命、アニマルセラピー等を含む）の普及啓発、②保護動物の新しい飼育者探しへの協力、③人とペットの共生社会のためのインフラ整備及び他業種との連携並びに④補助犬の飼育支援活動の充実（北海道）

〔考え方・対応等〕

ア 動物福祉管理対策・野生動物対策については、これまで①動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携の強化、②マイクロチップ装着の普及推進と義務化、③動物愛護・野生動物所管部署と他の獣医師勤務部署との人事交流の活発化、④学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援、⑤保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の推進、⑥“One Health”の推進に係る関係者の連携を図るための体制整備の支援等について要請を行ってきたところである。

イ マイクロチップの普及対応については、本会の重点項目に掲げ、法施行後5年目に当たる平成30年における義務化検討に向けて、「動物飼育環境整備推進特別委員会」に設置した「マイクロチップ普及推進検討委員会」において検討を行い、その結果に基づいて要請活動等を行っている。

ウ 被災動物救護活動については、「動物飼育環境整備推進特別委員会」に設置した「緊急災害時動物救援対策検討委員会」及び動物福祉・愛護部会の「動物福祉・愛護委員会」において、各地区からの要望も踏まえて、日本獣医師会の対応を含めた新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めることとしている。また、全国に先駆けて本会の支援により開設した恒久的な拠点施設である九州災害時動物救援センターでの経験を踏まえ、今後、広域的な緊急災害時の動物救護活動における本会の対応についてさらに論議を深め、VMATに関する対応等具体的な対策を講じていくこととする。

エ 学校動物飼育支援活動については、これまで各地域における学校動物飼育に係る補助事業の実施、学校獣医師の設置と制度化等を提言し、また獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後とも動物福祉・愛護部会の「学校動物飼育支援対策検討委員会」において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて対応を図ることとしている。

オ 野生動物対策については、前期の委員会の報告書として「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、この内容の普及に努めているところである。今後の具体的な取組みについては、必要に応じて職域総合部会の「野生動物対策検討委員会」において検討を行い、対策を講じることとしている。

カ 犬の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会として

も「動物飼育環境整備推進特別委員会」に設置した「家庭動物飼育健全化検討委員会」における検討結果を踏まえて、関連企業、団体と連携を図り、安心して動物と暮らし続けられる環境整備のための対策を実施するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について普及啓発を行っていくこととしている。

キ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑に展開するためには国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デー in JAPAN 等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。地方獣医師会においても、普及啓発活動の意義を十分にご理解いただき、地域ごとに独自の活動を実施されたい。

(6) 獣医学教育体制の整備・充実

・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 一方、「特区提案」による獣医学部新設については、本会は「獣医師の地域・職域偏在の解決には、6年制獣医学教育修了者への魅力ある職場の提供と処遇改善が必要である。」と主張し、国や都道府県との協議やご支援の下に、偏在の解消に努めてきた。昨年11月、文部科学省により獣医学部の新設が決定されたが、本会としては「新たな獣医学部の教育が文部科学省の強いご指導の下で国際水準に到達するものとなることを強く願う。」との基本姿勢を示し、これまで以上に獣医学系大学などの関係者と連携しながら、獣医学教育のいっそうの整備・充実を目指していくこととしている。

ウ なお、平成29年度から開始する参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者が参集した「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備・提供等に積極的に協力し、調整・支援することにより、わが国獣医学教育の整備・充実に向けた取り組みをいっそう促進する。

(7) 獣医療提供の質の確保等

ア 獣医療提供の質の確保

・社会的ニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療提

供体制」の確立（関東・東京地区）

- ・動物看護師の公的資格化の早期実現（近畿地区）
 - ・獣医療法第17条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）
 - ・ワクチン製造会社の行政処分に係る情報収集（中部地区）
- イ 家畜共済制度の充実・強化
- ・家畜共済診療点数表の付表「薬価基準」の適正化（中部地区）
 - ・往診料金算定の適正化（中部地区）
 - ・待期間の取扱いの明確化（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医療提供の質の確保対策については、①チーム獣医療の整備を推進するための動物看護師の技術・知識の高位平準化対策と公的資格制度化に向けての法整備、②獣医療の実態及び畜産農家のニーズに沿った適正な獣医療の実施が可能となるような家畜共済制度における保険診療上の取扱いの改善、③民間小動物診療施設の臨床研修施設指定に向けた支援策等、研修体制整備のための施策の実施、④群管理衛生技術、農場HACCPの普及等に関する知識、技術を備えた農場管理獣医師の養成、⑤獣医師倫理及び関係法令に関する普及啓発を行うとともに、取締りの強化等について、要請を行ってきたところである。

イ 農林水産省の補助を得て実施する獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、新規獣医師に対する職業倫理及び関係法令並びに管理獣医師の養成等に係る講習会等を開催している。また、地方獣医師会が実施する研修会・講習会においても職業倫理等に関する話題を取り上げていただくよう働きかけてきたところである。

ウ 動物看護職の公的資格化については、チーム獣医療提供体制整備の一環として、必要に応じて小動物臨床部会等の関連部会で検討を行うとともに、一般社団法人日本動物看護職協会に設置された認定動物看護師地位向上推進協議会等の場を活用して関連団体と連携を図りながら対応する。

エ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。一方、医療における広告規制の状況、家庭動物の飼い主をはじめとした国民の情報提供に対する要望等もあり、これらを考慮した獣医療広告規制の在り方についても農林水産省と協議していく必要があると考える。また、小動物獣医療におけるインフォームドコンセントの実施等に関する普及啓発を行い、適正な獣医療提供体制の構築に努める。

オ ワクチン製造会社の行政処分等については、担当行政機関からだけではなく、当事者であるワクチン製造会社からも情報の入手を図るとともに、地方獣医師会に対して可能な限りの情報を提供するよう努力しているところである。国に対しては、関係者に対する指導の強化を要請するとともに、ワクチン等の不足、欠品等が懸念される場合は、獣医療に支障を生じることがないように柔軟な対応を求めているところである。

カ 家畜共済制度に関する課題及び疑問点については、農林水産省からの情報を確認するとともに、必要に応じて産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会において検討を行い、対応を講じていくこととしている。

キ 本件に関しては、今後とも、特別委員会、小動物臨床部会、産業動物臨床部会等の関係部会委員会で検討を行うとともに、その結果に基づいて要請活動等を行うこととしている。

(8) 日本獣医師会の組織体制及び運営

・地方獣医師会小動物臨床担当者会議の開催（中部地区）

・公益法人の収支相償等の制約の見直し（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 本会では、獣医師の関係する職域に関する個別の問題について検討を行うため職域部会を設置し、常設委員会、個別委員会を設けて対応しているところである。各部会においては、地域固有の問題、意見を聴取するために、常設委員会には各地区獣医師会連合から委員の推薦を得て委員会を構成している。

各地方獣医師会の職域の担当者が一堂に会する会議の開催については、部会委員会との調整、必要な経費の負担等について検討を行ったうえで、多数の参加者の意見をどのように集約して結論を得るか等についても考慮する必要がある。小動物臨床部会における意見及び検討を踏まえて対応したい。

イ 公益法人会計における収支相償の制約については、本会も苦慮してきたところであり、公益目的事業の一本化等により対応してきた。

本件は公益法人制度における会計原則の一つであり、現状での本会単独の働きかけによる制度変更はきわめて困難であると思われるが、社会情勢、世論の動向等を見据えながら対応を図っていくこととしたい。